その関係図面は、

周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

山口県知事

村 岡

嗣

政

平成二十九年四月七日

の位置を次のとおり指定した。

建築基準法

(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

山口県告示第百四十三号

○教委公告

公共測量の実施の終了(監理課)

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)......三

(七件)

(商政課)

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

県

口

山

県報の正誤(平成二十八年十一月二十五日山口県報の別冊)

報

〇公告

道路の位置の指定(建築指導課)

○告示

目

次

4月7日 (金曜日)

名

及

び

番

地

(メートル) 幅

(メートル) 延 長

指定年月日

四 · 五 ·

下松市清瀬町一丁目一五二の二六 地

(一〇六) 国土調査の成果の認証

平成 29年

寺	
	山口
	県
	[県知事
	村
	岡
	嗣
	政

国土調査を行った者の名称等

の成果を次のとおり認証しました。

平成二十九年四月七日

国土調査法

(昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、

国土調査

美祢市	岩国市	名称のおおります。
平成二十八年二月二十二日まで平成二十六年四月十七日から	平成二十八年二月十日まで平成二十六年四月一日から	国土調査を行った期間
美祢市地籍簿	岩国市地籍簿	成果の名称
田の各一部東厚保町山中及び美東町大	錦町宇佐郷の一部	国土調査を行った地域

認証年月日

註

应

平成二十九年四月七日

(一〇七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十八年十一月二十二日山口県公告(四七一)に係る大規模小売店舗について次のとお 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

り山陽小野田市から意見を聴きました。 政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年四月七日から同年五月八日までの間、 山口県商工労働部商

平成二十九年四月七日

山口県知事 村 畄 嗣 政

平成二十九年四月七日

号 所在地 称

大規模小売店舗の名称及び所在地

意見の概要 特に配慮を求める事項はない。 山陽小野田市中川六丁目四番一号 おのだサンパーク

(**一〇八**) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

り下関市から意見を聴きました。 二十八年十一月二十九日山口県公告(四八三)に係る大規模小売店舗について次のとお 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年四月七日から同年五月八日までの間、 山口県商工労働部商

Ш 口県知事

村 岡 嗣 政

所在地 下関市秋根西町二丁目六の一 (仮称) コープやまぐち新下関店

大規模小売店舗の名称及び所在地

意見の概要

口

山

交通に係る事項、 騒音の発生に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(一〇九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

り宇部市から意見を聴きました。 二十八年十一月二十九日山口県公告 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成 (四八四)に係る大規模小売店舗について次のとお

政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年四月七日から同年五月八日までの間、 山口県商工労働部商

平成二十九年四月七日

大規模小売店舗の名称及び所在地

名

称

エディオン宇部店

山口県知事 村 岡 嗣 政

所在地 宇部市神原町二丁目六番四号

 \equiv 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一一〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

り山口市から意見を聴きました。 二十八年十一月二十九日山口県公告 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、 (四八五)に係る大規模小売店舗について次のとお 平成

政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年四月七日から同年五月八日までの間、 山口県商工労働部商

平成二十九年四月七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 エディオン山口本店

意見の概要

所在地

山口市平井九〇

二

特に配慮を求める事項はない。

(一一一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

り防府市から意見を聴きました。 二十八年十一月二十九日山口県公告 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、 (四八六)に係る大規模小売店舗について次のとお

政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年四月七日から同年五月八日までの間、山口県商工労働部商

平成二十九年四月七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

二 意見の概要 所在地 名 大規模小売店舗の名称及び所在地 称 防府市高倉一丁目三番三二号 エディオン防府店

報

特に配慮を求める事項はない。

(一一二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十八年十一月二十九日山口県公告 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成 (四八七)に係る大規模小売店舗について次のとお

政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年四月七日から同年五月八日までの間、山口県商工労働部商 り岩国市から意見を聴きました。

平成二十九年四月七日

口県知事 村 岡 嗣 政

Ш

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 エディオン岩国店

所在地 岩国市麻里布町七丁目九番四〇号

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一一二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

口

り柳井市から意見を聴きました。 二十八年十一月二十九日山口県公告(四八八)に係る大規模小売店舗について次のとお 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

Щ

政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年四月七日から同年五月八日までの間、 山口県商工労働部商

平成二十九年四月七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン柳井店

柳井市南町五丁目一番五六号

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一一四) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十九年四月七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

事業の名称

県営周防大島地区中山間地域総合整備事業

 \equiv 事業の種類

用排水施設の改修

 \equiv 工事完了の時期

平成二十九年二月七日

事業の名称

県営周防大島地区中山間地域総合整備事業

 \equiv 事業の種類

農道の整備

工事完了の時期

 \equiv

平成二十五年三月二十八日

(一一五) 公共測量の実施の終了

第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ りました。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十九年四月七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

 \equiv 作業の地域

防府市

三 作業の期間

平成二十八年九月二十一日から平成二十九年三月十五日まで

公

般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

平成二十九年四月七日

入札に付する事項

山口県知事

村 岡 嗣 政

物品等の名称

次に掲げる物品等の購入

報

(--)

物品等の予定数量

 (\Box)

四千九万三千百三十一キロワット時

県

 (\equiv) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

口

(四)

納入期間

平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間

(五) 納入場所

山

山口県立岩国高等学校ほか六十八箇所

入札参加資格

人札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

いずれかに該当する者でないこと。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 一十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

> 格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ る物品等の種類等に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十四号)に基づく資 及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

業の登録を受けている者であること。 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条の二の規定により小売電気事

務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受け ていないこと。 平成二十九年四月七日から同年五月二十三日までの間のいずれの日においても業

契約条項を示す場所

 \equiv

山口市滝町一番一号 山口県教育庁教育政策課

入札説明書及び仕様書の交付

四

口県教育庁教育政策課において交付する。 平成二十九年四月七日から同年五月九日までの午前九時から午後五時までの間、 Щ

入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

記載方法

すること。 満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格と するので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載 算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額 落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計 (その額に一円未

提出場所

山口県教育庁教育政策課

受領期限

九年五月二十三日午後二時 平成二十九年五月二十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十

入札を執行する場所及び日時

場所

山口市滝町一番 号 山口県教育庁教育委員会室

平成二十九年五月二十三日午後二時

日時

七

入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札参加資格のない者がした入札 ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
 - 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札
- 九 落札者の決定方法

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

その他

契約担当者

山口県知事

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 契約書の作成の要否

 (\equiv)

免除する。 契約保証金

(四)

県

(五) をする場合は、平成二十九年五月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課 に申請書を提出すること。 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

問い合わせること。 詳細については、山口県教育庁教育政策課(電話○八三−九三三−四五二三)に

Summary

Щ

口

(1) Division in charge of the contract: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government

- Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 40,093,131 kWh
- Delivery period: From August 1, 2017 to July 31, 2020
- Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni High School and 68 other places
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government (Tel: 083
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. May 22, 2017 (If brought in person: 2:00 P.M. May 23, 2017)

正

平成二十八年十一月二十五日山口県報の別冊

5 資産等の内訳 『倫入金』 『惟入金』 藤生 通陽	事務所費	事務所費			
	正		誤	四九	ページ
2,000,000	208,866	208,866			

平成二十九年四月七日発行平成二十九年四月七日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県所